

在学生、保護者、教職員、関係者 各位

北里大学保健衛生専門学院
学院長 小幡 文 弥

新型コロナウイルス感染症拡大状況及び7都府県への
緊急事態宣言発令に伴う「在宅学習」の実施について

新型コロナウイルス感染症の首都圏等での急速な拡大を受けて、4月7日に政府により行われた「緊急事態宣言」の発令（7都府県）に伴い、新潟県知事からも「緊急事態が宣言された区域への不要不急の往来は、厳に控えていただきますようお願いいたします」等のメッセージが出されております。

これまで本学院では、新潟県内の感染状況、周辺学校の授業開始状況、学事スケジュール等の状況を踏まえ、「本学院の学生・教職員として、学院の内外にかかわらず感染予防に高い意識をもって日々の生活を送ること」を共通の認識としたうえで、4月1日から新年度の講義を段階的に開始いたしました。学院内でも可能な限りの感染予防対策を講じており、4月9日現在、学生の皆さん及び教職員の中から新型コロナウイルス感染が確認された方はおりません。このことは、学生の皆さん、保護者の皆様、及び教職員が感染予防に高い意識を持って生活されてきた結果であると感謝しております。

本学院が実施してきた感染予防対策の一つとして、これまでは海外への渡航歴のある学生の皆さん、及び教職員を要健康観察者と位置付け、渡航歴の調査や帰国後の健康観察を実施しておりましたが、今般の緊急事態宣言の発令により、対象地域の7都府県に滞在歴のある学生の皆さん及び教職員についても、これまで以上に感染リスクのある方として種々の対応が必要な状況となりました。4月8日現在、2週間以内に対象地域への滞在歴がある学生の皆さん、及び教職員は少数であります。今後、発症する可能性や不顕性感染の可能性も排除できない状況となっております。

これらのことから、本学院では集団感染を避けるため、4月11日(土)から当面の間(4月20日(月)【開校記念日】までを予定)、原則として通学による学習を実施せず「在宅学習」に切り替えることといたしました。学生の皆さん、保護者の皆様にはご負担をお掛けいたしますが、ご理解とご協力をいただきますようお願い申し上げます。特に、入学直後の新入生の皆さんや一人暮らしの学生の皆さん、保護者の皆様にはご心配をおかけいたしますが、本学院として行える最大限のサポートを実施いたしますので、重ねてご理解とご協力をいただきますようお願い申し上げます。

記

1 在宅学習について

- ・新型コロナウイルスへの感染リスクを回避するため、登校せず、在宅で課題を学習します。
- ・今後、学院が作成する時間割に従って、平日は1～4時限の時間帯に学生各自が課題に取り組みます。
- ・原則として時間割は前日の17時までに、課題は当日の朝までにセコムメールまたはGメールで周知します。
- ・動画配信、Moodleを利用した学習等を推進し、効果的な在宅学習ができるように配慮します。
- ・学生の皆さんは、在宅学習にあたって、感染予防を十分に意識していただき、体調不良の時は、すぐに保健室に連絡して下さい。

○在宅学習での遵守事項

不要不急の外出自粛、飲食を伴う会合自粛（学生アパートを含む）、密閉・密接・密集の「3つの密」回避、接客を伴うアルバイト自粛、日々の健康管理と毎朝の検温実施（推奨）、手洗い実施の遵守、「距離を空ける」（ソーシャル・ディスタンス）意識の徹底、咳エチケットの遵守、換気徹底、マスク着用の推奨（自作マスクの利活用）、体調不良の場合は保健室へ相談

○北里アパート街での遵守事項

- ・近隣住民の方々、特にご高齢の方の**感染リスクに配慮**し、不要不急の外出は厳に慎んで下さい。
※不要不急の外出には、食品や生活必需品の買い出し、通院、気分転換のための散歩やジョギングは含まれませんが、その際にも感染予防対策を講じ、「距離を空ける」意識を徹底してください。
- ・学生アパート間の往来（在宅学習を集合して行うなど）についても自粛してください。
- ・不安なこと、困ったことがあったら学院や大家さんに相談してください。

2 帰省自粛のお願い

実家を離れ、アパート等から通学する学生の皆さんについては、新潟県知事の「緊急事態が宣言された区域への不要不急の往来は、厳に控えていただきますようお願いいたします」とのメッセージを踏まえ、**極力帰省せず、アパート等で在宅学習を行う**ようお願いいたします。

特に、緊急事態宣言の対象都府県に帰省先がある学生の皆さんや、対象都府県を経由して移動する学生の皆さんについては、感染リスクを避けることを念頭にアパート等での在宅学習を行うように強くお願いいたします。今後、緊急事態宣言の対象地域が拡大する可能性もありますが、登校での講義を再開する際に、緊急事態宣言対象地域から戻った方を対象に一定期間、健康観察等を行うことがあります。（この対応により欠席する場合には教育上の不利益が発生することの無いように配慮いたします）

3 一人暮らしの学生へのサポート体制について

アパートでの在宅学習に不安のある学生はクラス担任に申し出を行い、許可（新入生を優先させていただきます）を受けた場合に限り、登校して学院が指定する場所で学習することを認めます。クラス担任への申し出は随時受け付けます。その他、生活に関して不安や不自由なことがある場合には、学院として出来る限りのサポートを行います。具体的には、食品や生活必需品の買い出しが困難な学生に対し、学生アパート街と商業施設間の送迎の必要性を調査して実施すること等を想定しています。

また、「北里アパート組合」の皆様にも「在宅学習」について情報共有を行うとともに、学生サポートに関する協力要請を行いました。

4 その他

(1) 上記の対応は今後の状況によって、内容変更や期間延長の可能性がありますが、その際には学院ホームページに掲出するとともに、一斉メール等で周知いたしますので、学院からの各種連絡は必ず確認してください。また、今後、在宅学習の実施方法や感染予防対策を検討・実施するうえで、一斉メールを利用したアンケートを実施することがありますのでご協力をお願いいたします。

(2) 在宅学習の実施に伴う、公共交通機関の通学定期購入者への対応については、現在検討中です。対応が決まり次第お知らせしますのでしばらくお待ちください。購入した定期券のコピーをお手元に保管くださいますようお願いいたします。

最後に、学生の皆さんには医療職に就く学生としての自覚を持っていただき、引き続き感染拡大防止を意識した行動を、切にお願いいたします。